

第16期（2025年度）事業計画書

2025年4月1日から2026年3月31日まで

定款に従い、わが国の学術研究、世界経済及び芸術文化の発展に寄与し、国際的な人材育成と国際相互理解の促進に資することを目的として、社会科学分野の学術研究・教育活動に対する助成、外国人留学生に対する奨学金給付、世界経済に関する調査研究・シンポジウムの開催・研究成果の刊行、若手芸術家の育成活動及び芸術文化の国際交流活動等に対する助成を行う。

1. 社会科学分野の学術研究・教育活動に対する助成事業

(1) 研究助成

日本の大学等において常勤の職に就き、法学・政治学・経済学を中心とする社会科学分野の研究に従事する個人、または当該資格を有する者を研究代表者とするグループの研究プロジェクトに対する助成を行う。以上の従来型研究助成に加えて、金融・証券分野に関する学術研究、学際的あるいは国際的な共同研究、データ分析等に基づく仮説の実証的研究等に対する助成を行う。また、「女性が輝く社会の実現」をテーマにした研究に対する助成を行う。加えて、国内外の金融・資本市場に関する理論的研究、学際的あるいは国際的な共同研究、データ分析等に基づく仮説の実証的研究等に対する助成を行う。

(2) 国際交流助成

①研究者の海外派遣に対する助成

日本の大学等において常勤の職に就き、法学・政治学・経済学を中心とする社会科学分野の研究に従事する個人、または当該資格を有する者を研究代表者とするグループが行う日本の研究者の海外派遣に対する助成を行う。

②海外在住研究者の招聘に対する助成

日本の大学等において常勤の職に就き、法学・政治学・経済学を中心とする社会科学分野の研究に従事する個人、または当該資格を有する者を研究代表者とするグループが行う海外在住研究者の招聘に対する助成を行う。

(3) 講演会等に対する助成

日本の大学等において常勤の職に就き、法学・政治学・経済学を中心とする社会

科学分野の研究に従事する個人、または当該資格を有する者を代表者とするグループが行う講演会、シンポジウム等に対する助成を行う。

(4) 奨学研究員助成

東京大学大学院法学政治学研究科及び同経済学研究科附属日本経済国際共同研究センターの奨学研究員制度に対する助成を行う。

(5) 客員研究員助成

東京大学大学院法学政治学研究科及び同経済学研究科の客員研究員に対する研究奨励費の助成を行う。

(6) 研究設備助成

法学・政治学・経済学を中心とする社会科学分野の大学等の研究機関を対象に、図書・設備備品・特別講義開設準備等の経費に関する助成を行う。

2. 外国人留学生に対する奨学金給付事業

下記の六指定大学の大学院に在学し、社会科学または人文科学の修学を目的とする外国人留学生のうち、留学生活上、経済的援助を必要とすると認められ、学業成績が優秀な者に対し、奨学金を給付する。

指定大学：東京大学・一橋大学・京都大学・大阪大学・早稲田大学・慶應義塾大学

3. 世界経済調査研究事業

(1) 研究会議等の開催

①マクロ経済に関する研究会議

米国ブルッキングス研究所、英国王立国際問題研究所（チャタムハウス）、ブリュッセル欧州世界経済研究所（ブリュージュ）、中国国務院発展研究センター等に世界経済の動向に関する研究を委託し、研究会議を開催して研究成果の発表と討議を行う。

②中国資本市場に関する研究会議

中国国際発展知識センター、野村資本市場研究所等に研究を委託し、研究会議を開催して研究成果の発表と討議を行う。

③アジア資本市場に関する研究会議

ASEANを中心としたアジア各国の研究機関の研究者、公的機関の実務者や日本の専門家を招いてアジアの資本市場に関する国際的な研究会議を開催する。

(2) 出版

アジアの資本市場に関する英文雑誌を年1回刊行し、全国の大学の図書館等に寄贈する。

(3) 財団ホームページでの研究成果の公開

各研究会議の研究成果や財団の出版物は、原則として、財団のホームページにおいて広く一般に公開する。

4. 芸術文化活動に対する助成事業

(1) 音楽分野における若手芸術家の育成を目的とする活動及び芸術文化の国際交流を目的とする活動等に対する助成を行う。

①音楽団体助成

②音楽個人助成

(2) 美術分野における若手芸術家の育成を目的とする活動及び芸術文化の国際交流を目的とする活動等に対する助成を行う。

①美術団体助成

②美術個人助成

(3) その他の助成

①東京藝術大学大学院美術研究科博士課程の大学院生を対象とした顕彰制度「野村美術賞」に対する助成を行う。

②東京藝術大学における敦煌研究院研究者受け入れ事業に対する助成を行う。

以 上